

## 平成25年度内閣府所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況について

平成26年8月  
内閣府

「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、各府省は、所管特例民法法人に対する立入検査を少なくとも3年に1回実施し、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を公表することとされている。

今般、本申合せに基づき、平成25年度における内閣府所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況を取りまとめたので、公表する。

### （1）総括表

所管法人数	立入検査実施法人数	改善すべき点のあった法人
9 法人	5 法人	5 法人

### （2）改善すべき点のあった法人の内訳

改善すべき点のあった法人	改善すべき点のあった法人			
	法人運営面で問題のあった法人	事業の内容・実施等の面で問題のあった法人	財務・会計面で問題のあった法人	その他
5 法人	5 法人	0 法人	2 法人	0 法人

### [主な指摘事項と改善措置（予定を含む）]

#### （法人運営面）

- ・定款の規定に反し、総会の開催が年1回のみ。（← 一般社団法人に移行後の新定款では、総会の開催を年1回に改定している。）
- ・通常総会議事録に記載誤りあり。（← 修正するよう指導した。）
- ・事業計画書、収支予算書が事業年度開始前に作成されていない。（← 事業年度開始前の理事会で暫定的に決定されている事業計画書及び収支計算書の提出を求めることとする。）
- ・職員が辞めて以来、雇っていない。（← 事務長を雇用した。）
- ・検査時、公印の所在が確認できなかった。（← 適切に保管、管理するよう指導した。）
- ・会員名簿のインターネットによる公開が行われていない。また、最新の資料が備え付けられていない。（← 会員名簿をインターネットで公開するよう指導した。また、最新の資料を事務所

に備え付けるよう指導した。)

- ・業務及び財務等の資料について、最新の資料に更新されていない。(← 最新の資料を掲載するよう指導した。)
- ・過去の資料が掲載されていない。(← 過去の資料を掲載するよう指導した。)

(財務・会計面)

- ・未払金が増加傾向にある。(← 事務局職員給与の未払いによる債務が増加傾向にあるため、事業の運営を見直し、収支のバランスのとれた法人運営を行うよう指導した。)
- ・内部留保の水準が適正でない。(← 事業費が大幅に減少したことで、高い水準となったが、今後更に事業を拡大するなどの改善に努めることとする。)

<連絡先>

内閣府大臣官房政策評価広報課 政策評価係 電話 03-5253-2111 (内線 31433) 03-6257-1295 (直通)
---